

# 事業環境の改善に向けたSJC建議事項

2008年12月23日

ソウルジャパンクラブ

## 目 次

序 文	3
要 約	5
本 文	
1 . 労働・労使関係分野 ( 5 項目 )	1 1
継続案件 5 項目	
2 . 金融分野 ( 8 項目 )	1 7
新規案件 3 項目 継続案件 5 項目	
3 . 税務・会計分野( 3 項目 )	2 2
新規案件 2 項目 継続案件 1 項目	
4 . 知的財産権分野 ( 1 5 項目 )	2 4
新規案件 3 項目 継続案件 1 2 項目	
5 . 個別要望事項( 3 項目 )	3 7
新規案件 2 項目 継続案件 1 項目	
6 . 生活環境改善分野( 3 項目 )	4 0
継続案件 3 項目	



## 序 文

ソウルジャパンクラブ(SJC)は、1998年から10回にわたり韓国政府に対してビジネス上の隘路事項を指摘し、その改善を建議してまいりました。韓国政府がSJCの建議に対してこれまで真摯にご対応され、多くの改善措置を講じられてきたことに改めてお礼を申し上げます。この度11回目となる建議事項を提出いたしますので、ご検討の上、速やかなご回答をお願いいたします。

2008年2月に就任された李明博大統領は、「ビジネスフレンドリー」を経済政策上の重要目標と位置づけられ、国家競争力強化特別委員会を設置し、規制緩和を通じて国家競争力の強化および経済活力の向上を目指してきました。しかしながら、原油を始めとする国際的な資源価格の高騰、米国発金融危機の影響による世界的景気後退などにより、韓国経済の前途は決して平坦ではありません。こうした逆境とも言うべき経済環境であればこそ、韓国のビジネス環境の魅力を高め、外資のみならず韓国企業も活動しやすい環境を造り、経済の活性化を通じた景気回復を図ってゆくことが肝要と言えます。

特に対日関係においては、2007年に約300億ドルの対日貿易赤字を記録し、2008年はそれを上回ると予想されています。韓国政府は対日赤字改善のため、日本企業による一層の対韓投資、韓国製部品・素材の調達促進を期待しております。日本企業にとって韓国の魅力は、もはや低コストではありません。技術力が高くかつ日本語に優れた人材、整備された各種のインフラ、韓国先端企業との安定した取引などが、日本企業が考える共通の魅力となっております。今後とも日本企業の韓国への投資や既に進出した日本企業の再投資を促すためにも、SJCが建議する隘路事項の改善が急務となっております。

SJCは日韓EPAの早期実現を強く希望しております。日韓EPA交渉は、2004年11月を最後に中断し、2008年6月および12月に実務協議が行われましたが、交渉妥結への展望が拓けておりません。世界の成長センターである東アジアとりわけ韓国、日本、中国を含めた北東アジアにおいて自由経済圏を築いていくことが、この地域の発展にとって極めて重要です。その第一歩が日韓EPAであり、将来的には日中韓をつなぐEPA/FTAが期待されるところです。韓国政府には日韓EPA交渉促進に向けて一層のご努力をお願いしたいと思います。

11回目の建議では労働・労使、金融、税務、知的財産、個別案件、生活関連の合計37項目を取り上げています。このうち新規は10件、継続は27件です。建議にあたっては、SJCの専門委員会でグローバルスタンダードや日本の状況などを考慮した上で、韓国の現状を十分に分析して問題点を抽出し、建議内容を作成しました。また、韓国の法律・制度改正の状況を十分把握したつもりですが、万が一、建議事項が既に改正済みとなっていた場合は、ご容赦願います。

労働・労使分野の5項目はすべて継続です。SJC会員企業だけでなく、多くの日系企業の関心が極めて高い半面、韓国の労働組合との関係を考えると解決が難しい、いわばハードコアと考えられています。しかし、労働問題の前進なくしては、韓国の投資環境が改善されたと見え

ませんので、特段のご検討をお願いします。

金融分野、税務分野はそれぞれ専門的事項が多いのですが、いずれも必須事項と考えられます。

知的財産分野は最も多い 15 項目あります。この問題への韓国政府の対応を評価しておりますが、知的財産の保護を通じた企業活動の安定に資するため、さらに制度の改正・拡充をお願いしております。

個別案件には新薬承認・薬価収載のスピードアップ、国家産業団地内での廃熱利用によるアグリ事業などが含まれています。個別とはいえ、他の企業にも波及する共通の事項ととらえております。

生活関連分野では出入国審査、外国人登録証、交通マナーなど細部にわたる項目が多いのですが、駐在員だけでなく、その家族を含めた生活全体の利便性向上につながり、「外国人が住みやすい国・韓国」の実現につながるものと思われま

2008 年 12 月

ソウルジャパンクラブ

理事長 村上 雅章

## 建議事項（要約）

各項目の右側は前年の回答

### **労働・労使関係分野**

#### 1) 就業規則の不利益変更時の同意義務撤廃【継続 / 内容変更】 受入困難

韓国では、就業規則を勤労者に不利益に変更する場合には労働組合等の同意を得ることが勤労基準法により規定されているが、同意が前提となると労使交渉で企業側が一方的に不利であるので、同意義務を撤廃するとともに、就業規則変更の合理性について十分な議論・検証を行うことのできる労使にとって公平なシステムの導入を検討願いたい。

#### 2) 有給休暇の買い取り禁止【継続 / 内容変更】 受入困難

勤労基準法の改正により、法律上は未消化有給休暇の買い取り義務の消滅が定められ、更に同法において、年次有給休暇の使用促進制度が新設され、使用者の金銭補償義務が免除された。しかし、労働組合等が団体協約や就業規則の改正等に応じない限り、買い取りを継続する等の問題が残る。有給休暇使用促進の実効性向上のため、有給休暇の買い取りを法律で禁止することを要望する。

#### 3) 法定退職金制度の改正【継続 / 内容追加】 受入困難

韓国では、勤労者退職給与保障法で法定退職金制度が規定されており、個々の企業が労使の対話を通じ自社の雇用・経営状況に即した退職金制度を自由に設計することができない。法定退職金制度の廃止を要望するとともに、退職事由により退職金に格差を設ける方式に改善する、法定退職金の算定基礎額を通算雇用期間を通じた平均賃金額またはこれに準じた比較的長期間の平均賃金額とする方式への改善を要望する。

#### 4) 非正規職の使用期間制限及び差別禁止の緩和【継続 / 内容追加】 長期検討

韓国では非正規職を活用する場合、使用期間の制限及び処遇格差禁止の2つの面において厳しく制限されている。具体的に 使用期間制限の延長(2年 4年)及び労使間で合意が成立した場合には、さらに契約延長が認められる制度を要望、非正規職の処遇については、労使間で合意がある場合に個別設定できるよう制度見直しを要望する。

#### 5) 労働組合への使用者による財政支援(含む労組専従者の給与支援)の禁止【継続 / 内容変更】 長期検討

本件については、他の先進諸国の労働法では不当労働行為として禁止されている。労働組合専従者の給与支援規定の2009年末までの実施猶予は既定方針とのことで、この点についてはやむを得ないと了解する。しかし、2010年以降について本来の立法趣旨に則った合理的な運用に関し検討を行う労使関係発展委員会(政労使で構成)における現在までの経過及び具体的な議論の内容等について開示願いたい。

## **金融分野**

### 6) 外国為替取引業務取扱細則の改正【新規】

外国為替取引業務取扱細則に定められている通り、外国為替銀行は、ウォン貨に両替して使用する目的で提供する資金、その他海外での使用を目的としない資金の支援のための外貨貸付の提供はできない。の撤廃もしくは輸出(媒介)取引のような取引に対しては、同規定が適用されないように関連規定を適切に改正することを要望する。

### 7) 国外支配株主の支払保証による国内借入れの支払利子の損金処理【新規】

支払保証のみを取得し、国内金融機関より借入れしているケースでは実際の資金の流れは国内で完結しているため、他の国内資本の同業他社が行う国内調達と全く同じであり、公平を欠く。このため国外支配株主の支払保証があったとしても、国内金融機関より借入れた金額については、同株主の出資持分の6倍を超過していても、その超過分に対する支払利子及び割引料は、損金参入できるよう改善を要望する。

### 8) 金融機関の業務委託等に関する規制の緩和【新規】

外銀支店が本店の電算システムを利用することが業務委託と見做され、規定の書類を添付した上で金融監督院長に報告することが義務付けられており、更に規定上明記されていないものの、運用において本店所在国の金融監督機関(日本の場合、金融庁)からの NO OBJECTION LETTER の取得・提出が義務付けられている。このようなレターの取得は極めて困難であるため、支店と本店が連署した誓約書を提出する等の代替案をもって緩和願いたい。

### 9) 海外送金の規制緩和【継続/内容変更】 長期検討

出張時の立替精算や海外親会社が立替払いをしている日本人出向者の海外賃金の精算で海外送金が認められない等、規制が非常に厳しく、送金を認められるケースでも送金時に提出する資料が非常に多い。外国企業が海外で事業を行う上で海外送金は必要不可欠であり、企業の利便性を高める上でも、引き続き海外送金の速やかな規制緩和を検討願いたい。

### 10) 有価証券保有制度の外国金融機関への弾力的運用【継続】 長期検討

長期保有有価証券に関しその保有額が一律自己資本の60%を上限として制限され、外国金融機関に対しては韓国に所在する支店単位の資本金が適用されるため韓国金融機関に対して投資可能金額が極端に低いレベルに抑制されている。投資家としての信用力は金融機関全体で判断されるべきであり、外国金融機関については韓国の支店単位の自己資本ではなく、金融機関全体の自己資本を適用するよう改善願いたい。

### 11) 非居住者への韓国ウォン為替市場の開放【継続】 一部受入

外国為替の自由化に向けて各種規制の緩和により、居住者に対する自由度が格段に広がっているが、非居住者に対する韓国ウォン市場へのアクセスは極めて限定的である。韓国に対する投資拡大のためにも、非居住者への韓国ウォン為替市場の早期開放を引き続き検討願いたい。

#### 12) 同一人又は同一グループに対する貸付規制の改善【継続】長期検討

同一人又は同一グループに対する信用供与限度はみなし自己資本を元にして算定されているが、現在の算定方法では本支店貸与金の増加額がみなし自己資本額から控除される等の制約がある。信用供与限度額の算定方法については、持込資本金ではなく本店自己資本額を基準とするよう改善願いたい。

#### 13) 中小企業貸出比率規制の撤廃【継続】長期検討

韓国では、一定比率以上の中小企業向け貸し出しを義務付けている。しかし、金融機関が行う融資は融資先のリスクを個別に判断して金融機関がコントロールできる範囲内で行うことが原則である。更に中小企業の定義変更があったが、これは実質的にホールセールに特化する銀行の実態を反映しないのみならず、外資系中小企業の体力低下を惹起しかねない深刻な問題である。中小企業貸出比率規制の撤廃を検討願いたい。

### **税務・会計分野**

#### 14) 租税特例制限法の改正【新規】

租税特例制限法で、外国人の勤労所得の30%一括非課税を規定しているが、非課税割合が少ないうえに2009年12月31日までという期限がある。韓国は外国人にとって生活費等が高い国であり、最近の急激な為替レート変動等により生活費などが急騰している。一層の外資導入やグローバル化を進めるためにも、非課税割合を30%から40%に引き上げること及び期限の撤廃を要望する。

#### 15) 『中小企業』の定義変更に伴う税制面を中心とした影響への懸念【新規】

『中小企業』の定義変更に伴う外国投資企業の位置付けの変更可能性及びそれに伴う優遇策が失われる懸念があることから、優遇策が引き続き享受されるように配慮願いたい。

#### 16) 国税庁・関税庁間における課税評価方法の違い【継続】長期検討

海外から韓国内に輸入される物品に対して、国税庁と関税庁とでは課税評価の方法が異なっている。このため国税庁と関税庁とで移転価額の評価の一貫性を早急に図り、法制度の整備等を至急検討願いたい。

### **知的財産権分野**

#### 17) 国民の知的財産マインドの更なる向上【継続】対応済

韓国社会全体で不法コピーや偽物を容認している状況が今なお続いているが、知的財産マインド向上のため、模倣品等販売者を徹底して摘発し、その成果を国民に情報発信、模倣品による危険や健康被害等をTVなど主要メディアで啓発、小中学生などに提供可能な副教材の作成等を要望する。

#### 18) 模倣品・海賊版対策の企業活動に対する行政の支援など取組みの整備【新規】

模倣品・海賊版が氾濫している現状が続いているため、企業側はその対応のため莫大な費用や人的負担を必要としているのが現状。このため模倣品の製造元、流通経路、販売状況に関する情報の提



供等、 通報窓口の特許庁への一本化、 特許庁の偽造商品通報センターの機能強化等を要望する。

#### 19) 営業秘密の保護、情報漏洩の防止に関する事業者の啓発【新規】

営業秘密の保護や情報漏洩の防止に関する意識（優先順位が低く、韓国企業との取引において日系企業は甚大な被害を被っているのが現状。このため 営業秘密の保護・侵害に関する実態調査等を実施し国民に公表、 企業における営業秘密の保護方策について、韓国企業の取組み例を調査し、国内外企業向けに情報提供、 行政部門における企業情報等の情報管理の徹底及びその取組み手法の広報を要望する。

#### 20) 税関での摘発強化に向けた制度整備と摘発能力の強化【継続】 長期検討

韓国では権利侵害可否の判断が困難であることを理由に、水際措置が可能なように制度整備されていないのが現状。このため 水際措置が適用される範囲をデザイン権、特許権など主要知的財産権まで早期に拡大、 2次製品を取り締まる税関陣容の強化、 税関担当官に対する教育面の更なる充実等、 検査率を上げるなど知的財産侵害品に対する監視の更なる強化を要望する。

#### 21) 特許出願に対する拒絶理由通知の応答期間の延長【継続】 長期検討

特許庁からの特許審査拒絶理由通知に対する応答期間が2ヵ月以内となっており、延長するには延長費用がかかる。また、韓国語文献が引用例の場合等において引用例の翻訳が必要な外国企業にとっては指定期間内の対応は極めて困難であり、指定期間を3～4ヵ月間とするよう要望する。

#### 22) マルチのマルチクレームの認容【継続】 長期検討

例えば特許出願する場合、関連(依拠)する他の発明を多重(2回以上)に引用することができない。このことにより特許出願者は関連(依拠)する他の全ての発明(=他の従属項等)につき一から記述しなければならず、大変な手間とコストを強いられる。(審査官が理解しにくいという理由から不許可となっている)発明の多面的な保護の観点からもこのような従属形式を認めることを要望する。

#### 23) 特許の分割出願の時期的要件緩和【継続】 一部措置完了

優れた発明が含まれていても出願人自らが特許請求の範囲に明確な見通しを立てることは難しく、そのため発明の内容を的確に表現できなかったために、特許を取得することができずに拒絶査定となってしまうケースがある。そのための救済措置として、また、多面的・網羅的な権利取得が可能となるよう特許査定後や拒絶査定後の一定期間においても、分割出願(先の出願で十分カバーできなかった部分を追加出願)を可能とすることを要望する。

#### 24) 特許法によるコンピュータプログラム自体の保護【新規】

記録媒体に記憶されたコンピュータプログラムは特許法の保護対象となっているが、コンピュータプログラムは特許法の保護対象となっていない。コンピュータプログラムを含む発明の模倣が極めて容易である点からも、その適切な保護のために、実際に市場に流通するコンピュータプログラム自体が特許保護対象であることを明確に規定してほしい。

#### 25) 外国語出願について【継続】 長期検討

英語による出願が認められないことから、専門家に翻訳を依頼しても翻訳ミスが生じ、権利取得で問題が発生。英語による外国語出願の導入を要望する。

### 26) PCTによる国際特許出願に関する手続補正の範囲拡大【継続】長期検討

現行では韓国語でしか出願を受付けないため、出願内容を補正する場合、外国語原文をリファーすることが出来ない。このため、翻訳の壁により原文の意図が十分反映されない場合がある。外国語原文に立ち戻っての手続き補正を可能とするよう要望する。

### 27) 商標出願の早期審査制度の導入【継続】受入困難

商標出願に関し、権利化について緊急性を要求される出願については、通常出願の審査に対する措置として一定の条件のもとに優先審査を行う制度の導入を要望する。

### 28) 商標出願の先後願に関する規定適用の判断時期【継続】受入困難

例えば実際に使用されていない登録済み商標 A の存在を知らず、同一の商標 B を第三者が、登録出願した場合、まず A の不使用取消し審判を請求、それが審査され A 商標が取消されなければならない。しかし、A 商標の取消しに伴い出願中の B 商標も同様の取消し事由が適用され無効とされる。よって B 商標の登録には A 商標が取消された後再度、登録出願手続きが必要となる。こうした登録手続きの二度手間を省けるよう、後願(商標 B)の登録承認を現行の出願時から審査時に変更願いたい。

### 29) 無効審判の請求人適格の制限撤廃【継続】長期検討

登録公告から3ヵ月以降は利害関係人と審査官のみに請求人適格があり、誰でも無効審判を請求できるのは登録公告から3ヵ月経過前のみであるが、何人も期間の制約なく請求可能とすることが公益的観点から必要である。

### 30) 特許権等の有効・無効を法院で判断し、紛争の早期解決【継続】受入困難

特許権の有効・無効の判断は特許審判院で、侵害訴訟は地方裁判所で一括して審査すべき事項を2つに分けてダブルで行われるため原告の負担が金銭的にも時間的にも重い。そのため、一つの侵害事件において侵害訴訟と無効審判の両方が一度に1ヵ所で行えるよう改善を要望する。

### 31) 侵害立証の容易化【継続】長期検討

知的財産権侵害訴訟において訴訟提起前には証拠収集の処分の手続がないが、訴訟相手となる予定の者からの情報や証拠の入手は極めて困難。従って 起訴前の証拠収集方法、訴訟審理中の証拠収集について改善を要望する。

## **個別要望事項**

### 32) 新薬承認・薬価収載期間の大幅な短縮【新規】

薬事と薬価とのアンバランスを是正し、新薬を患者に早く届けるべく、薬価収載審査期間の大幅な短縮と適正な薬価算定体制の構築を要望する。

### 33) 国家産業団地内での新規事業(廃棄熱利用のアグリ事業)の追加【新規】

国家産業団地内での事業リストにアグリ事業(農水産物製造販売及びそれに関するコンサルティング)が含まれていないが、事業リストに上記事業追加を検討願いたい。同事業の追加により、国家産業団地

内で事業を営む企業は、本来の事業で生じた廃棄熱を有効利用することが可能となる。

34) 少量研究開発用化学物質サンプル輸入手続確認法の改善【継続/内容変更】受入困難

現行法律の遵守、申請作業の迅速化、内容の再確認のため輸入者に自社輸入分に関する関税庁、化学物質協会が把握しているデータ等の開示を願いたい。

**生活環境改善分野**

35) 生活環境の改善(交通問題を除く)【継続】受入可能

外国人登録証を有する者の利便性、公共の美化、出入国審査等に関して引き続き配慮願いたい。

36) 交通問題全般についての改善【継続】受入可能

公共交通機関等でのマナー、交通ルールの遵守、交通弱者への配慮等改善に向け、引き続き配慮願いたい。

37) 韓国で出産した際の手続について【継続】受入可能<日韓両国政府向け>

出産した子どもの外国人登録をする際に出産後1ヵ月以内に申請しなくてはならないが、申請に必要な書類として旅券及び戸籍抄本があり、日本では戸籍掲載までに通常1.5ヵ月程度要するため、新生児の外国人登録の申請期間を90日程度まで延長することを要望する。

建議事項(本文)

各項目の右側は前年の回答

1. 労働・労使関係分野

件 名	1. 就業規則の不利益変更時の同意義務撤廃【継続 / 内容変更】 受入困難
現状 / 問題点	<p>韓国では、就業規則を勤労者に不利益に変更する場合には労働組合等の同意を得なければならない」と、法律により規定されている。</p> <p>しかし、労働組合の同意を得ることは非常に困難であるため、企業経営環境の著しい変化の場合のみならず、法改正等の社会通念上妥当とされる場合でも、労働条件の下方修正が事実上不可能となっている。不利益変更時の労働組合の同意義務は短期的には勤労者の保護になるが、企業から見れば正規職の新規雇用を躊躇させ、結果として社会全体の雇用規模の拡大を阻害する要因の一つとなるため、勤労者全体の利益拡大には繋がらない。</p>
改善要望	<p>2007年に当方より提示した建議に対して、「韓国の一部判例(大法院1978.9.12宣告)において柔軟な判決を行ったケースがある」とのことだが、「不利益変更の合理性」を判断した判例もあること、また、「同意」が前提では、労使間の交渉では企業に一方的に不利であることから、こうした状況を改善するためにも以下の2点の改善について検討願いたい。</p> <p><u>勤労基準法上の同意義務を撤廃頂きたい。</u></p> <p><u>その上で、就業規則変更の「合理性」について十分な議論・検証を行うことのできる労使にとって公平なシステムの導入をご検討頂きたい。</u></p>
関連機関 / 関連法令等	<p>&lt; 関連機関 &gt; 労働部</p> <p>&lt; 関連法令等 &gt; 勤労基準法第94条第1項</p>
備 考	<p>日本においても、就業規則変更の際は労使間で交渉するのが通例であるが、必ずしも「同意」を必要としていない(労働基準法第90条)。労使間で解決できない場合には、司法機関の判断を求めるシステムとなっている。司法機関において、「高度の経営上の必要性・合理性」が認められる場合には、就業規則の不利益変更が認められた最高裁判例もある。</p> <p>日本における判例では、「合理性」とは、主に以下の要素により判断されるものと考えられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>就業規則の変更によって従業員のごむる不利益の程度</li> <li>企業側の変更の必要性の内容・程度</li> <li>変更後の就業規則の内容自体の相当性</li> <li>代償措置その他の関連する他の労働条件の改善</li> <li>多数労働組合または多数従業員との交渉経緯</li> <li>他の労働組合または他の従業員の対応</li> <li>不利益変更内容に関する同業他社の状況</li> <li>労働者の不利益減少の努力</li> </ul>

件名	2. 有給休暇の買い取り禁止【継続/内容変更】受入困難
現状/問題点	<p>韓国では勤労基準法が改正され、法律上は年次有給休暇の上限の設定、月次有給休暇の廃止、取得を奨励しても取得が進まなかった未消化有給休暇の買い取り義務の消滅が定められた。また、「年次有給休暇の使用促進制度」が新設され、政府は勤労者の休暇使用を促進している。この制度では、使用者は、休暇使用期間が終了する3ヵ月前に勤労者に残存年次休暇を使用するように求め、もし勤労者が定められた期間中に使用しない場合は、会社の金銭補償義務が免除されている。</p> <p>これは、有給休暇の使用促進を目的として制度を新設したものと了解するが、実際には、同じ勤労基準法の中で「(就業規則を)勤労者に不利益に変更する場合には労働組合等の同意を得なければならない」と記載されているため、法改正の趣旨に沿って会社が制度の見直しを実施しようとしても、有給休暇の買い取りを収入の一部と考えている勤労者からの反発が強く、組合の同意が得られないケースが多い。結果として、法改正後も政府が目指す有給休暇使用率の向上について、十分に成果は挙がっていない。</p> <p>ソウルジャパンクラブで実施したアンケートでも、有給休暇の買い取り禁止が出来ていないと回答した日系企業は73%あり、日系企業においても法改正が狙いどおりに機能していないことが明らかとなっている。</p> <p>なお、2007年に当方より提示した建議に対して回答頂いた「公企業の年次休暇使用促進実態調査」でも、調査対象の44カ所の内60%以上が休暇利用促進を実施できなかったということになる。この事実からも、企業にとって有給休暇使用促進は実施困難であると言える。</p>
改善要望	<p>有給休暇使用促進の実効性を向上するために、<u>年次有給休暇の買い取りを法律で禁止することをご検討願いたい。</u> 本件について<u>長期検討が必要と判断される場合でも、早く実効性を向上させるため勤労基準法第61条が個々の企業の就業規則及び労使協定に優先されるよう、法制度の整備を改めてご検討願いたい。</u></p>
関連機関/ 関連法令等	<p>&lt; 関連機関 &gt; 労働部  &lt; 関連法令等 &gt; 勤労基準法 61 条、勤労基準法 94 条第 1 項</p>
備考	<p>日本では休暇の取得を重視しており、法律で「使用者は、…労働者に対して有給休暇を与えなくてはならない」(労働基準法第39条第1項)と規定している。また、行政解釈(1955年11月30日基収4718号)においても、「法定日数内の有給休暇の買い取り」は違法とされている。</p> <p>日系企業の実態を把握するために個別ヒアリングを希望される際には、積極的に協力する。</p>



件 名	4. 非正規職の使用期間制限及び差別禁止の緩和【継続/内容追加】長期検討
現状/問題点	<p>2007年7月施行の「非正規職保護法」は、2009年7月1日をもって従業員100人未満の事業所が適用対象となるが、日系企業のうち従業員数100人未満の事業所は全体の80%にあたり、今後日系企業への影響が大きくなることが予想される。</p> <p>ソウルジャパンクラブのアンケートでも、60%の企業が「非正規職の使用期限緩和が自社の事業に関係がある」と回答しており、非正規職のあり方に強い関心を持っている。</p> <p>韓国で非正規職を活用する場合、「使用期間の制限」及び「処遇格差の禁止」の2つの面において厳しく制限されており、中小規模の企業が多い日系企業では、2009年7月以降非正規職の活用が大幅に制限されると、人件費の増加及び人材活用の伸縮性の低下を招き、結果として生産性が著しく低下することが懸念される。</p> <p>今後、投資促進により雇用規模の拡大を実現する、特に新規雇用の創出に効果があるグリーンフィールド型投資を呼び込むためには、雇用環境においても他国と比べても競争力のある環境を構築することが重要であり、特に日本からの投資を促進するためには、こうした雇用の柔軟性を促進する施策の実施が必要である。</p> <p>なお、2007年に当方より提示した建議に対して「非正規職勤労者の使用期間制限(2年)は、長期間にわたる政労使および国会の議論を経て決められたもので、法施行の初期段階である現時点で再度法律の改正を議論するのは不適切」とする内容は理解できるが、韓国への投資実績が大きいアメリカや日本と比較して競争力のある雇用環境を確立することが、韓国への投資(特にグリーンフィールド型投資)を拡大するための必要条件の一つになる点も理解頂きたい。</p>
改善要望	<p>具体的に、以下2項目の見直しをご検討頂きたい。両方の即時実施が困難な場合でも、企業における雇用の柔軟性確保のため少なくとも何れかの実施を検討頂きたい。</p> <p>使用期間制限の延長(最長2年→4年)、及び使用者と労働者間での合意が成立した場合には、更に契約延長が認められる制度の見直し願いたい。</p> <p>非正規職の処遇については、使用者と労働者間で合意がある場合には個別設定できるよう制度を見直し願いたい。</p>
関連機関/ 関連法令等	<p>&lt; 関連機関 &gt; 労働部</p> <p>&lt; 関連法令等 &gt; 非正規職保護法</p>
備 考	<p>日本では、労働者派遣の期間は原則3年とされているが、特に専門性の高い26業務の派遣期間は無制限とされている(労働者派遣法第40条第2項)。</p>

件名	5. 労働組合への使用者による財政支援(含む労組専従者の給与支援)の禁止 【継続 / 内容変更】 長期検討
現状 / 問題点	<p>本件については、他の先進諸国の労働法では「不当労働行為」として禁止され、使用者側に対し罰則規定が設けられているのが常識である。これは、使用者側が既存の労働組合を排除しようとする行為を禁止する為に定められたものである。つまり、</p> <p>既存の労働組合に対し、会社側の支援を受けた労働組合を設立し、既存の労働組合を排除する。</p> <p>複数の組合が存在した場合、より会社側に都合の良い労働組合のみ財政支援を行いその勢力の伸張を図る。</p> <p>等の事態が起こらない様、法律で厳しく規定したものである。</p> <p>韓国でも、法体系上は同様の規定が定められているが、実態は守られていない。会社側から財政支援を受けている「労働組合」(他の先進国の経営者にとっては、このような団体は「労働組合」ではない)が各種法律で「労働組合」としての各種権利を有している事は、一方的な労働者保護政策としか理解できないものである。</p> <p>この規定違反は、労働者が「中央労働委員会」に提訴しなければ、その事実の認定・裁判所への提訴・罰則の適用等が行われない。これは、韓国も他の先進国と同様の法規定となっている。しかし、韓国においては労働組合が「民主化の象徴」であり、経営者側の財政支援無しには組合設立が困難でその慣習が現在まで継続しており、「労働組合」が不利でない以上「中央労働委員会」に提訴することもなく、「不当労働行為」が半ば法律適用外の慣習として継続されてきたものと思われる。</p> <p>しかしながら、財政的に自立した「労働組合」の育成は「労働組合」の本来の自主的な活動を担保し、健全で透明性の高かつ加入労働者との緊張感を維持した組合運営が図られるものである。この原則が確立されない限り、他の先進諸国並みの「労使関係」は構築できないものと思われる。</p> <p>健全な労使関係なしには、さらに言えば法律とは別に「慣習」として違法な事態が許容されているようでは、外国人にとっては安心して投資を行える状況とは言い難い。</p>
改善要望	<p>2007年当方より提示した建議に対して特に「労働組合専従者の給与支援規定」の2009年末までの実施猶予は既定方針との事で、この点についてはやむを得ないと了解するが、<u>以下2点についてご開示願いたい。</u></p> <p><u>2010年以降について本来の立法趣旨に則った合理的な運用に関し検討を行う「労使関係発展委員会」(政労使で構成)が設置されているが、そこでの現在までの経過及び具体的な議論内容。</u></p> <p><u>2010年からの運用を強く要請するが、運用にあたって以下1)～4)について、現時点での労働部としての具体的な見解を伺いたい。</u></p> <p>1) 上述したように、「不当労働行為」は労働者側から提訴しないと摘発されないが、その他の摘発手段を法律上担保する予定はあるのか。もしくは、韓国労働組合法第2条4項のbにある「経営者側からの経済的援助を受けるものは、労働組合ではない」という条項を厳格に運用するための措置は考慮しているのか。(例: 支援措置を受けていないという「労働組合」の資格再審査等)</p>



	<p>2) 2010年から直ぐに運用を開始するのか。又は一定の猶予期間等を考慮するのか。</p> <p>3) 労働争議の際、現政権下では「NO WORK NO PAY」の原則を貫き、いかなる名目であれ紛争期間中の給与支払いを認めない方針であるが、今回の見直しでも同様の方針で臨まれるのか。例えば、労働組合費のアップ分をベースアップの上乗せで会社側が支給するような事態があった場合、どのような方針で臨むのか。</p> <p>4) 専従者の給与支援の禁止であるが、名目上会社業務に就いている形をとって実際は組合業務しか行っていないような事態があった場合、どのような対応を考えているのか。</p>
<p>関連機関/ 関連法令等</p>	<p>&lt; 関連機関 &gt; 労働部 &lt; 関連法令等 &gt; 労働組合及び労働関係調整法第2条4項</p>
<p>備 考</p>	<p>日本でも、法律で「団体の運営のための経費の支出につき使用者の経理上の援助を受けるもの」は労働組合とは認められておらず(労働組合法第2条第2項)、各企業は法律に基づき運用を行っている。</p>

## 2. 金融分野

件名	6. 外国為替取引業務取扱細則の改正【新規】
現状/問題点	<p>外国為替取引業務取扱細則第2-9条(外貨貸付の用途制限)</p> <p>「外国為替銀行は、次の各号のいずれかに該当する資金の支援のための外貨貸付を提供してはならない。ただし、国際局長の定める国内施設資金の貸付はこの限りではない。</p> <p>1. ウォン貨に両替して使用する目的で提供する資金</p> <p>2. その他海外での使用を目的としない資金」</p>
改善要望	<p>上記2.の「<u>その他海外での使用を目的としない資金</u>」の項目の撤廃、もしくは改正</p> <p>改正の場合：  <u>輸出(媒介)取引のような取引に対しては、同規定が適用されないように関連規定を適切に改正</u></p>
関連機関/関連法令等	<p>&lt; 関連機関 &gt; 韓国銀行</p> <p>&lt; 関連法令等 &gt; 外国為替取引業務取扱細則</p>
備考	<p>2008年1月4日</p> <p>韓国銀行/国際企画チーム/担当課長及び調査役に対して法律事務所を代理人として標題の件に関する建議書を提出済み</p>

件名	7. 国外支配株主の支払保証による国内借り入れの支払利子の損金処理【新規】
現状/問題点	<p>&lt; 現状 &gt;</p> <p>借入金中、国外支配株主からの借り入れ及び同株主の支払保証により借り入れた金額が、その国外支配株主の出資持分の6倍を超える場合は、その超過分に対する支払利子及び割引料は、配当等とみなされ、損金に算入出来ない。</p> <p>&lt; 問題点 &gt;</p> <p>国外支配株主からの借り入れであれば、支払利子及び割引料の支払いが国外に対し行われる為、過少資本税制の適用は理解できる。</p> <p>しかし、単に支払保証のみを取得し、国内金融機関より借り入れしているケースでは実際の資金の流れは国内で完結しているため、他の国内資本の同業他社が行う国内調達と全く同じであり著しく公平を欠くものである。</p>

改善要望	<u>国外支配株主の支払保証があったとしても、国内金融機関より借り入れた金額については、同株主の出資持分の6倍を超過していても、その超過分に対する支払利子及び割引料は、損金に算入出来るものとする。</u>
関連機関/ 関連法令等	< 関連機関 > 企画財政部(租税室 国際租税制度課及び国際金融局外換制度課) < 関連法令等 > 国際租税調整に関する法律第3章第14条
備 考	< 日本のケースについて > 国外支配株主から借り入れた金額については、同株主の出資持分の3倍を超える場合は、その超過分に対する支払利子及び割引料は損金算入が認められない。国外支配株主の支払保証により日本国内金融機関より借り入れた金額については、過少資本税制の対象とはならない(租税特別措置法施行令第39条の13)。

件 名	8. 金融機関の業務委託等に関する規制の緩和【新規】
現状/問題点	<p>金融会社の競争力強化を図る趣旨のもと、2005年7月「金融機関の業務委託等に関する規程」が改定されて以降、業務委託に関する事前・事後報告の手続きが明確化されるなど、関連規定が改善された。関連規定上、外銀支店が本店の電算システムを利用することが業務委託と見做され、当該規定上の必要書類を添付した上で、金融監督院長に報告しなければならないとされている。しかし、かかる規定上に明記されていないものの、同規定の運用において、当該本店所在国の金融監督機関(日本の場合、金融庁)から、“韓国の金融当局が当該本店に対して監督・検査(注1)を行うことについて反対しない”旨の、いわば、NO OBJECTION LETTER の取得および当局提出が義務付けられている。</p> <p>(注1) 受託会社の顧客情報守秘義務遵守状況等の点検</p>
改善要望	<p>委託実務を進める民間銀行の当事者として、このような書面を相手国の金融当局から取得するのは非常に困難なことであるため、顧客情報の守秘義務遵守について、委託者(当店)と受託者(本店)が連署した誓約書(注2)を当地の当局に提出するなどの代替案をもって緩和して頂きたい。</p> <p>(注2) 例示: 顧客情報の守秘義務違反(目的以外の情報漏洩等)事例がある場合は、委託契約を解約するなど趣旨とする文面</p>
関連機関/ 関連法令等	< 関連機関 > 金融監督院 < 関連法令等 > 金融機関の業務委託等に関する規程
備 考	

件名	9. 海外送金の規制緩和【継続/内容変更】長期検討
現状/問題点	<p>韓国では、海外資金送金時の規制が非常に厳しいのが現状である。具体的には「出張時の立替精算」、「海外親会社が立替払いをしている日本人出向者の海外賃金の精算」については基本的に海外送金を認められていない。</p> <p>また、送金を認められるケースにおいても送金時に提出する資料が非常に多いなど規制が厳しいことから在韓日系企業としては厳しい状況にある。</p>
改善要望	<p>外国企業が海外で事業を行う上では海外送金は必要不可欠なことであり、企業の利便性を高める上でも引き続き海外送金の速やかな規制緩和を是非とも検討願いたい。</p> <p>なお、前回(2007年)の回答では、モニタリングを目的として書類の提出を規定しているとのことであるが、特に送金自体を認めないということの理由には当たらないと思われるので、その点を付記しておきたい。</p>
関連機関/関連法令等	<p>&lt; 関連機関 &gt; 企画財政部</p> <p>&lt; 関連法令等 &gt; 外国為替取引法</p>
備考	

件名	10. 有価証券保有制度の外国金融機関への弾力的運用【継続】長期検討
現状/問題点	<p>韓国においては銀行法第38条並びに銀行法施行令第21条の2において株式及び長期保有有価証券に関しその保有限度額が一律自己資本の60%を上限として制限されている。</p> <p>しかし、同限度金額算定根拠として、外国金融機関に対しては本店の自己資本ではなく、韓国に所在する支店単位の資本金が適用されるため韓国金融機関に対して投資可能金額が極端に低いレベルに抑制されている状況にある。</p>
改善要望	<p>本来投資家としての信用力は金融機関全体で判断されることが適当であるところ、外国金融機関については韓国に所在する支店単位の自己資本ではなく、金融機関全体の自己資本を適用するよう改善願いたい。</p> <p>前回(2007年)の建議事項に対する回答は『長期検討』であったが、現在の韓国側の検討状況について確認させていただきたい。</p>
関連機関/関連法令等	<p>&lt; 関連機関 &gt; 企画財政部</p> <p>&lt; 関連法令等 &gt; 銀行法第38条、銀行法施行令第21条の2</p>
備考	

件名	11. 非居住者への韓国ウォン為替市場の開放【継続】一部受入
現状/問題点	<p>韓国においては、2002年以降、外国為替の自由化に向けて各種規制の段階を踏んでの緩和により、居住者に対する自由度が格段に広がっている。</p> <p>しかし、非居住者に対する韓国ウォン為替市場へのアクセスは極めて限定的にしか認められていないのが現状である。近時、非居住者の韓国ウォン先物為替ヘッジのニーズが高まりを見せているが、NDF(Non Deliverable Forward)のみではその効果にも限界がある。</p>
改善要望	<p>韓国に対する投資拡大のためにも、非居住者への韓国ウォン為替市場の早期開放を引き続き要望したい。</p> <p>前回(2007年)の建議事項に対する回答では、韓国ウォン輸出入許可制の廃止、非居住者の類似韓国ウォン勘定の統合、非居住者が国内銀行からの借入れの際に申告免除限度額を100億ウォンから300億ウォンへ拡大、海外取引所での韓国ウォン決済の許容等を既に受入れているとの回答であったが、更なる韓国側の検討状況について確認させていただきたい。</p>
関連機関/ 関連法令等	<p>&lt; 関連機関 &gt; 企画財政部</p> <p>&lt; 関連法令等 &gt; 外国為替取引規程</p>
備考	

件名	12. 同一人又は同一グループに対する貸出規制の改善【継続】長期検討
現状/問題点	<p>同一人又は同一グループに対する信用供与限度は、みなし自己資本を元にして算定されている。2001年7月の制度変更の結果、本支店からの借入金のうち、期間が1年を超えるものについてはみなし自己資本金に参入することにより、ある程度の限度拡大が可能となったことは評価しているところ。</p>
改善要望	<p>しかし、現在の算定方式では本支店貸与金の増加額がみなし自己資本額から控除される等の制約があり、十分な措置とはいえない。信用供与限度額の算定方法については、持込資本金ではなく本店自己資本額を基準とするよう改善願いたい。</p> <p>なお、前回(2007年)の建議事項に対する回答は『長期検討』であったが、現在の韓国側の検討状況について確認させていただきたい。</p>
関連機関/ 関連法令等	<p>&lt; 関連機関 &gt; 企画財政部</p> <p>&lt; 関連法令等 &gt; 銀行法第35条、銀行法施行令第26条、 銀行業監督規程第10条</p>
備考	

件名	13. 中小企業貸出比率規制の撤廃【継続】長期検討
現状/問題点	<p>韓国における銀行は、一定比率以上の中小企業貸出を義務付けられている(1986年7月末残高を基準として、以後のウォン貸出増加分の25%以上を中小企業向けに貸し出さなければならない)。</p> <p>しかし、金融機関が行う融資は融資先のリスクを個別に判断して、金融機関がコントロールできる範囲内で行うことが原則である。</p> <p>韓国における中小企業育成の重要性は理解するものの、中小企業育成は、本来政府による中小企業向け政策融資や信用保証制度における政府の再保証等により対応すべき課題であり、金融機関に中小企業貸出比率規制を適用し、義務付けるという現行の制度は市場原理にそぐわないものである。</p> <p>また、中小企業に対する融資においてはきめ細かい与信管理が必要であるが、店舗数や人員において与信管理に限界のある外国金融機関には実質的な不利益が生じる。</p> <p>国内銀行と外国金融機関が同様に扱われる結果、外国金融機関にとって実質的な不利益が発生する場合には形式的に同じ待遇であるよりも実質的に同等の負担となるような特例措置の適用が是非とも必要である。</p> <p>また、今般中小企業比率算定の根拠となる中小企業の定義変更があったが、これは実質的に如上の理由からホールセールに特化する銀行の実態を反映していないのみにとどまらず、営業中の外資系中小企業の体力低下をも惹起しかねない深刻な問題である。</p>
改善要望	引き続き中小企業貸出比率規制の撤廃を求めるとともに、前回(2007年)の建議に対しては『長期検討』との回答であったが、現在の韓国側の検討状況について確認させていただきたい。
関連機関/ 関連法令等	<p>&lt; 関連機関 &gt; 韓国銀行</p> <p>&lt; 関連法令等 &gt; 金融機関与信運用規程第2条第8号</p>
備考	

### 3. 税務・会計分野

件名	14. 租税特例制限法の改正【新規】
現状/問題点	租税特例制限法第18条の2第1項は外国人の勤労所得の30%一括非課税を規定しているが、非課税割合が少ない上に2009年12月31日までという期限がある。
改善要望	租税特例制限法第18条の2第1項は外国人勤労者所得に対する勤労所得の30%を減免している。韓国は外国人にとって、住居費、生活費等が高い国家として上位にランクされており、最近の急激な為替レート変動等により、生活費などが急増している状況にある。 韓国政府が一層の外資導入政策、グローバル化を進める以上、既存の非課税割合を30%から40%に引き上げること及び第2項の期限撤廃を要望する。
関連機関/ 関連法令等	< 関連機関 > 企画財政部 < 関連法令等 > 租税特例制限法 第18条の2
備考	

件名	15. 『中小企業』の定義変更に伴う税制面を中心とした影響への懸念【新規】
現状/問題点	中小企業の定義変更(中小企業とは、常勤者1,000名以上又は直前事業年度末現在、資産総額5,000億ウォン以上の法人であって、かつ親企業が議決権のある発行株式総数の30%以上を所有している企業を除く)に関する法改正が予定されている。日本から進出している企業の従業員規模は小さいものの、日本の親会社が100%出資している場合が多く、新しい定義では中小企業に該当しない場合が多くなる。 中小企業の定義変更が外国投資企業に及んだ場合、これまで享受してきた優遇策が失われるリスクがあると懸念される。定義変更が部品素材分野などで、日本の中小企業による投資に影響が及ぶことを避けたい。
改善要望	仮に中小企業の定義変更が外国投資企業に及んだ場合でも、優遇策が引き続き享受されるよう配慮願いたい。
関連機関/ 関連法令等	< 関連機関 > 企画財政部、知識経済部、中小企業庁 < 関連法令等 > 中小企業基本法及び施行令、租税特例制限法
備考	なお、日本の中小企業基本法では、以下のように従業員数、資本金で定義しており、親会社との関係を含めていない。 製造業・その他の業種: 300人以下または3億円以下 卸売業: 100人以下または1億円以下 小売業: 50人以下または5,000万円以下 サービス業: 100人以下または5,000万円以下

件名	16. 国税庁・関税庁間における課税評価方法の違い【継続】長期検討
現状/問題点	<p>海外から韓国内に輸入される物品に対して国税庁と関税庁とでは課税評価の方法が異なっている。具体的には国税庁は費用を縮小して所得を上げようとするため正常価額を低く設定し、一方関税庁は課税価額を上げるために正常価額を高く設定しようとする傾向にある。</p> <p>各々の課税当局(国税庁/関税庁)はそれぞれに追徴課税額のノルマのためお互いの認定した正常価額を認定しないことになる。特に外国企業の場合、税務調査を受ける際に焦点となるのは海外からの輸入品に関する移転価額であり、正常価額が一貫していないことから被害を受ける懸念が高くなっている。</p>
改善要望	<p>こうした点を踏まえて、<u>国税庁と関税庁とで移転価額の評価の一貫性を早急に図るための法制度の整備等を至急検討願いたい。</u></p> <p>また、前回(2007年)の回答では『長期検討』とのことであったが、<u>その後の具体的な検討状況に関して併せてご教示願いたい。</u></p>
関連機関/ 関連法令等	<p>&lt; 関連機関 &gt; 国税庁、関税庁</p> <p>&lt; 関連法令等 &gt;</p>
備考	



#### 4. 知的財産権分野

件名	17. 国民の知的財産マインドの更なる向上 【継続 (1999、2000、2004、2005年度 建議事項)】 対応済
現状/問題点	<p>南大門市場、東大門市場、梨泰院など、いたる所で堂々と模倣品が販売されており、消費者も廉価であれば違法なものも利用するという意識であり、社会全体で不法コピーや偽物を容認している状況が今なお続いている。これにより、日本企業は事業遂行に今なお甚大な影響を受けている。</p> <p>模倣品に対する違法意識が少なく、また、製造成分上の問題から実際に模倣品による健康被害が発生していること、国家競争力の阻害要因になること等、模倣品の影響を理解していない国民が多いことが原因と考えられる。</p> <p>これまでに韓国政府は、大型電光板での広報や活動成果の海外機関への広報を実施してきている。国民が持つ技術革新の能力を活かし、韓国が「世界最高水準の知的財産強国実現」の目標を達成し、国内産業を発展させるためにも、国民の知的財産マインドの向上は喫緊の課題であると思料。</p>
改善要望	<p><u>模倣品等販売者を徹底して摘発し、その成果を国民に情報発信</u> 元になる製造業者の摘発も重要であるが、犯罪行為として国民の目に触れる模倣品の「売り子」や模倣品を摘発して無くしていくこと、そして、そのような違法行為の根絶に取り組む政府の先進的な姿勢を、(関連機関や海外機関ではなく)TV等で国民に直接伝えることが、韓国の国民の知的財産マインドを向上させると思われる。</p> <p><u>模倣品による危険や健康被害等を、TVなど主要メディアで啓発</u> 危険や健康被害に関する知識や情報、韓国の国際競争力を阻害するという正しい知識を国民に適切に伝達することは、国としての責務でもあるはずである。</p> <p><u>小中学生などに提供可能な副教材の作成</u> 違法意識は、基礎教育の段階から醸成していくことが効果的である。</p>
関連機関/ 関連法令等	<p>&lt; 関連機関 &gt; 特許庁 &lt; 関連法令等 &gt;</p>
備考	<p><u>/ について</u> 日本では、国内消費者向けに知的財産権の重要性や模倣品の被害を周知するために、テレビCM、ポスター、新聞、雑誌、バナー広告等を活用した「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を毎年度実施している。</p> <p><u>について</u> 日本では、知的財産を尊重する意識を学校教育段階から醸成するため、小学校、中学校、高等学校のそれぞれにあわせて知的財産教育用副読本を作成し、希望する学校に無償で配布している。</p>

件名	18. 模倣品・海賊版対策の企業活動に対する行政の支援など取組みの整備【新規】
現状/問題点	<p>模倣品・海賊版が氾濫している。企業側では、特に悪質な業者に対しては対策を講じるが、もぐら叩きの状態でキリがない。法的措置などの対策を取るには事前調査などに莫大な費用や人的負担が必要であり、多くの違法行為者を相手に対策を講じることは困難な状況である。</p> <p>韓国政府は、偽造商品の取締りを強化し、偽造商品通報センターの設置や偽造商品通報報奨制度を実施しているが、それでもなお日本企業は、韓国国内での模倣品・海賊版対策に大きな負担を強いられている。</p>
改善要望	<p><u>模倣品・海賊版の被害が認められた企業の要請に基づき、模倣品・海賊版の製造元や流通経路を特定し、市場での販売状況等の情報を当該企業、及び警察、税関、貿易委員会等に提供する。また、行政サイドから関連業界全体に模倣品被害及び取締りに関する情報を流し、違反行為者に警告を行う。</u></p> <p><u>通報窓口を特許庁に一本化し、特許庁から警察、税関、貿易委員会等に取締りを要請、連携した総合的な取締りに繋げるとともに、特許庁がハブとなって取締り成果をまとめる。</u></p> <p><u>特許庁の偽造商品通報センターの機能強化、窓口拡大を図る。</u></p> <p>被害企業の負担となっているのは、1) 製造元や流通経路を特定する調査、2) 膨大な数の違反行為者への対応、3) 警察の受入姿勢が不十分であることであり、こうした企業負担を行政の支援によりサポートして頂きたい。</p> <p>製造元等の調査については、企業が調査会社に委託した費用を補助する方策も一案である。2) については、行政サイドから自治体の広報手段などを通じて業界団体・各企業に対し個別の模倣事件や取締りに関する広報・警告を実施することにより、抑制効果が期待できる。3) については、警察は「コネ」が無いと取締り依頼も難しいと感じており、偽造商品通報センターで窓口をお願いしたい。</p>
関連機関/ 関連法令等	<p>&lt; 関連機関 &gt; 特許庁</p> <p>&lt; 関連法令等 &gt;</p>
備考	

件名	19. 営業秘密の保護、情報漏洩の防止に関する事業者の啓発【新規】
現状/問題点	<p>営業秘密の保護や情報漏洩の防止に関する意識、優先順位が低いと感じる。</p> <p>韓国では、2004年の法改正により侵害者の要件の撤廃、罰金上限額の変更、保護範囲の拡大、親告罪条項の廃止などを達成した。また、“営業秘密保護ガイドブック”、“営業秘密は自分で守ろう”などを発刊・配布し、営業秘密相談センターを運営するなど、営業秘密保護制度に対する広報を実施している。しかしながら、依然として韓国企業との取引において日系企業は甚大な被害を被っている現状にある。</p>
改善要望	<p><u>営業秘密の保護・侵害に関する実態調査や、営業秘密の侵害に関する検挙事例・裁判事例の調査を実施し、広く国民に公表する。</u></p> <p>改正法の下で、法の趣旨がどれだけ遵守されているか、そして、政府の取組みの実効性について検証を行うべきである。</p> <p>契約で定めた秘密条項を遵守しないケースなど、営業秘密に対する評価・意識が社会全体として低いと思われるため、営業秘密の侵害状況、その被害と社会への影響について調査結果として纏め、広く国民に周知することにより営業秘密に関する啓発を図る。</p> <p><u>企業における営業秘密の保護方策について、韓国企業の取組み例を調査し、国内企業・海外企業向けに情報提供する。</u></p> <p>営業秘密の保護は雇用などにも深く関係するため、韓国の商慣習や文化などを踏まえた方策を企業側で講じる必要がある。韓国の実態に即した先進的な韓国企業の取組み例を調査し、模範的な事例として国内企業・海外企業向けに紹介、奨励することにより、社会全体が共通認識を持って改善に取り組むことが出来ると考える。</p> <p><u>行政部門においても機密情報、企業情報、個人情報管理を徹底し、その取組み手法を広報するなどして、国民に範を示す。</u></p> <p>営業秘密に対する意識が低いことは、政府や自治体でも同様であり、企業の秘密情報が漏洩して損害・問題が生じたケースを多くの企業が経験している。率先して対策を講じ、国民に範を示していただきたい。</p>
関連機関/ 関連法令等	<p>&lt; 関連機関 &gt; 特許庁</p> <p>&lt; 関連法令等 &gt;</p>
備考	

件名	20. 税関での摘発強化に向けた制度整備と摘発能力の強化 【継続(2005、2006年度 建議事項)】 長期検討
現状/問題点	<p>日本、米国等の関税法は、特許権、デザイン権などの知的財産を侵害する場合も水際措置が可能なように制度整備されているが、韓国では、権利侵害可否の判断が難しいことなどを理由に、制度整備されていない。商品デザインが商品価値の中核となる商品では、商標のみを製品から取り去った模倣品が中国で製造され、韓国に輸入されている実態がある。</p> <p>商標権侵害物品を部分的に使った「2次製品」(例えば、登録商標のあるボタン(1次製品)をつけた衣服(2次製品)など)の輸入差止めについて、3月に法改正されたが、取締りに必要な税関の体制が十分に整備されていない。通関時に企業秘密の開示を求められ、輸入を断念したケースがある。</p>
改善要望	<p><u>水際措置が適用される範囲をデザイン権、特許権など主要知的財産権にまで早期に拡大</u></p> <p>特にデザイン権は外観であり、商品全体のデザインであれば、商品の一部である商標よりむしろ権利侵害可否の判断は難しくないと考える。韓国企業の経済活動の国際化や製品品質及び技術・デザイン等の競争力の向上に鑑みれば、特許権等の主要知的財産権への水際措置が可能な制度の早期実現は重要課題であると考えます。</p> <p><u>2次製品を取締まる関税陣容の強化。国内外の製造業者・流通販売業者・消費者に対し、2次製品の輸入差止め制度を積極的にアピール</u></p> <p>2次製品の輸入差止め実績を積み、日米に次いで2次製品の輸入差止めが可能な国になったことを積極的にアピールして違法行為を抑制する。</p> <p><u>税関の担当官に対する教育面の更なる充実、意識改革</u></p> <p><u>検査率を上げるなど知的財産侵害品に対する監視の更なる強化(韓国からの輸出時も含め)</u></p>
関連機関/ 関連法令等	<p>&lt; 関連機関 &gt; 企画財政部</p> <p>&lt; 関連法令等 &gt; 関税法</p>
備考	<p><u>について</u></p> <p>日本の関税法では、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、及び育成者権などの主要知的財産権を全て列挙し、これら権利侵害についての水際措置が可能な規程となっている(日本関税法69条の11第9項。参考:韓国関税法235条)</p>

件名	21. 特許出願に対する拒絶理由通知の応答期間の延長【継続】長期検討
現状/問題点	<p>韓国においては拒絶理由通知に対する応答の指定期間は通常2ヵ月間となっている。しかしながら、韓国語文献が引用例の場合等において、引用例の翻訳が必要な外国出願人にとってはこの指定期間の期間中に対応が難しいのが現状。</p> <p>また、指定期間を延長することは可能であるが、延長のたびに延長申請の手続が必要とされることから、韓国特許庁に支払う延長料とそれよりはるかに高額な代理人手数料が必要となる。</p>
改善要望	<p><u>拒絶理由通知に対する応答の指定期間を3～4ヵ月間とする</u></p> <p>韓国特許庁は応答期間を長期化すると、導入が検討されている「登録遅延による特許権存続期間延長制度」への影響を懸念していると承知しているが、同様の制度をすでに導入している米国でも、拒絶理由通知に対する応答期間は原則として3ヵ月間となっている。</p> <p>なお、指定期間の長期化が困難な場合は、例えば指定期間内に応答がなかった場合は期間延長申請があったものと推定し、後日拒絶理由通知に応答をする場合に必要の手続と延長料を支払うなどの制度を導入すれば、出願人は1ヵ月毎に延長申請をする必要がなくなるので、これについても検討願いたい。</p> <p>このような制度を採用しても、拒絶理由通知の送達から例えば6ヵ月以内に応答又は現実の延長申請が無い場合は出願を取り下げたものと見做すなどの規定を設けることにより、出願人に拒絶理由通知に対する応答意思の無い出願が大量に蓄積する心配は無いものとする。</p>
関連機関/関連法令等	<p>&lt; 関連機関 &gt; 特許庁</p> <p>&lt; 関連法令等 &gt; 特許法</p>
備考	<p>日本方式審査便覧04.10  (在外者の場合3ヵ月、申請により3ヵ月延長可能)</p> <p>米国3ヵ月  EPC4ヵ月  中国4ヵ月  台湾90日間</p>

件名	22. マルチのマルチクレームの認容【継続】 長期検討
現状/問題点	<p>現在、多重引用した他の従属項等を多重引用する従属項については認められていない。</p> <p>しかしながら、発明の多面的な保護の観点からこのような従属形式も認められるべきであると考える。</p>
改善要望	<p><u>マルチのマルチクレームの表現を認める</u></p> <p>多重引用した他の従属項の多重引用を認めた場合には、権利範囲の理解が困難になると共に、請求項の数に応じて計算される各種費用の計算が煩雑になることを韓国特許庁は懸念しているとのことであるが、同様のクレーム表現を認めている日本及び欧州において大きな問題が生じていないことを申し添える。</p>
関連機関/ 関連法令等	<p>&lt; 関連機関 &gt; 特許庁</p> <p>&lt; 関連法令等 &gt; 特許法</p>
備考	日本及び欧州特許協力条約ではこのような従属形式のクレームの表現を認めている。

件名	23. 特許の分割出願の時期的要件緩和【継続】 一部措置完了
現状/問題点	<p>実効性のある権利を取得するため、出願人は審査が終了し、特許査定を受けるまでの間に、特許請求の範囲に保護を受けようとする発明を多面的・網羅的に記載しておく必要がある。</p> <p>しかしながら、審査官による最終判断(査定)やそれに付随する先行技術調査結果が提示される前の段階において、どの範囲まで広く権利化できるかについて出願人自らが見通しを立てることには限界があり、特許査定時の特許請求の範囲が十分実効的なものでない場合がある。</p> <p>このように、特許請求の範囲が不十分なまま特許査定・拒絶査定された出願について、現行制度では、出願を分割してよりの確な特許請求の範囲での権利化を目指す途が閉ざされており、実効性のある多面的・網羅的な権利取得が困難となっている。</p>
改善要望	<p><u>特許査定後や拒絶査定後の一定期間においても分割を可能とする制度となることを希望する。</u></p> <p>2008年韓国国会に提出されている特許法改正法案の52条1項2号によれば、拒絶査定後に拒絶査定不服審判を請求できる期間も分割出願できるとされているので、この改正が早期に行われることを希望する。</p>
関連機関/ 関連法令等	<p>&lt; 関連機関 &gt; 特許庁</p> <p>&lt; 関連法令等 &gt; 特許法</p>
備考	日本では、同様の制度改正を2007年に行ったところであり、この制度改正は多くの出願人に好意的に受け入れられている。(日本特許法44条1項)

件名	24. 特許法によるコンピュータプログラム自体の保護【新規】
現状/問題点	<p>コンピュータ関連発明審査基準2.2.1によれば、記憶媒体に記憶されたコンピュータプログラムについては特許法の保護対象とされているが、コンピュータプログラム自体は特許法における保護対象となっていない。</p> <p>しかし、記憶媒体に記憶されたコンピュータプログラムのみを保護対象とし、コンピュータプログラム自体を保護対象としないことにより、以下のような不都合が発生する。</p> <p>コンピュータプログラムは、コンピュータにインストールして実行可能となり、ユーザがコンピュータにインストールしたとき、或いはインストールしたプログラムを実行したときに、初めて特許権が実施されることになる。</p> <p>従って、ネットワークを介してプログラムを提供する者は、記憶媒体にコンピュータプログラムを記憶させていないため、侵害製品を製造販売等していると解することはできず、直接権利行使することができない。</p> <p>一方、個々のユーザに対して権利行使することは現実的に不可能であり、また、特許権侵害は、生産・経営の目的で行うことが要件となっているので、個人的に使用するユーザは侵害者とならない。</p>
改善要望	<p><u>コンピュータプログラム自体を特許法の保護対象とする。</u></p> <p>コンピュータプログラムを含む発明の模倣が極めて容易である点からも、その適切な保護のために、実際に市場に流通するコンピュータプログラム自体が特許保護の対象であることを明確に規定してほしい。</p>
関連機関/関連法令等	<p>&lt; 関連機関 &gt; 特許庁</p> <p>&lt; 関連法令等 &gt; 特許法</p>
備考	<p>日本においては、「プログラムを記録したコンピュータ読み取り可能な記録媒体」と共に「プログラム自体」が特許を受けることができる旨、特許法、審査基準等に規定されている。</p> <p>また、台湾においても、2008年5月の審査基準の改正によりプログラム自体を特許の対象とし、英国においても2008年2月よりプログラム自体を特許の対象としている。</p>

件名	25. 外国語出願について【継続】長期検討
現状/問題点	<p>韓国特許庁への出願は韓国語で出願を行わなければならないとされている。</p> <p>しかし、パリ優先権が主張できる一年の期間が切れる直前に特許出願をせざるを得ない場合には、短期間に翻訳文を作成する必要がある。それに加え、願書に最初に添付した明細書又は図面(すなわち外国語を韓国語に翻訳した出願当初の明細書又は図面)に記載されていない事項を出願後に補正により追加することは認められない。</p> <p>従って外国語を韓国語に翻訳する過程で誤訳があった場合には、外国語による記載内容をもとにその誤訳を訂正することができない等、発明の適切な保護が図れない場合が発生する。</p>
改善要望	<p><u>特許出願に関し、外国語出願を認める</u></p> <p>なお、本要望については、PLT条約及びSPLT条約にあわせた特許法改正の際に考慮するとの見解を韓国特許庁より聞いているが、本要望についてもPLT条約及びSPLT条約の発効を待つことなく、早期に検討願いたい。</p> <p>また、外国語出願を導入した場合の審査官の負荷増大を韓国特許庁は懸念されているが、この点についてはPCTによる国際出願が韓国の国内段階に移行した場合と同様に、外国語出願された出願の審査についても出願人から出願後の所定期間内に提出された韓国語の翻訳文をベースにして行うことにより、大きな負担増にはならないものと思慮する。</p> <p>また、<u>すべての外国語出願の受入が困難な場合は、制度導入当初は事実上の世界共通語となっている英語などの一部の外国語に限定し、順次他の外国語を対象に加えることを提案する。</u></p>
関連機関/ 関連法令等	<p>&lt; 関連機関 &gt; 特許庁</p> <p>&lt; 関連法令等 &gt; 特許法</p>
備考	<p>日本特許法36条の2</p> <p>米国37CFR1.52(d)</p> <p>台湾特許法25条</p> <p>タイ特許法に基づく省令第21号12条2項</p> <p>インドネシア特許法30条2項</p>



件名	26. PCTによる国際特許出願に関する手続補正の範囲拡大【継続】 長期検討
現状/問題点	<p>PCTにより国際特許出願を行い、韓国に国内移行した場合、国内移行時に提出した翻訳文に基づいて手続補正を行うことはできるが(韓国特許法208条)、翻訳文に記載されていない内容を国際出願の原文の記載に基づいて手続補正することは認められていない。</p> <p>しかしながら、外国出願人にとって原文に立ち戻り手続補正を行うことができない場合、原文の意図を翻訳文において十分に伝えきれない場合もあり不都合を伴うものである。</p>
改善要望	<p><u>PCTによる国際特許出願に関し、手続補正を、国際特許出願の原文に基づいて、少なくとも登録まで可能とする。</u></p> <p>韓国においても、PCTによる国際特許出願に関し、手続補正を国際特許出願の原文に基づいて可能とすることについて検討されたい。</p> <p>なお、本要望を反映した特許法改正については、頻繁な法改正による混乱を最小化するために、PLT条約及びSPLT条約にあわせた特許法改正の際に考慮するとの見解を韓国特許庁より聞いている。</p> <p>しかしながら、PLT条約及びSPLT条約の早期発効は予断を許さない状況かと考える。一方韓国は最近数年毎年のように特許法を改正し特許制度の改善を進めている。については本要望についても、PLT条約及びSPLT条約の発効を待つことなく実現に向けてご検討願いたい。</p>
関連機関/ 関連法令等	<p>&lt; 関連機関 &gt; 特許庁</p> <p>&lt; 関連法令等 &gt; 特許法</p>
備考	<p>日本ではPCTによる国際特許出願の原文に立ち戻り、補正が行える制度を採用している(日本特許法184条の12第2項)。従って、韓国人が韓国語で国際出願したものであって、日本に国内移行された特許出願は韓国語の原文に立ち戻って補正することが可能である。さらに、このような制度は日本のみならず米国や欧州でも採用されている(日本特許法184条の12第2項)。</p>

件名	27. 商標出願の早期審査制度の導入【継続】 受入困難
現状/問題点	<p>商品によっては、開発期間が極端に短く、商品のライフサイクルも1年程度と短いケースがあるが、こうした商品は、販売されると直ちに中国で真正品から型を取った模倣品が製造され、真正品とほぼ同時に輸入されるほど、模倣のスピードが速い。こうした産業の知的財産権(商標)は、開発・商標出願後の極めて短い期間において有効に機能するものである。</p> <p>このように出願から審査完了までの間に第三者による同一又は類似商標の使用開始によって出願人が予想外の不利益を受ける場合のほかにも、更新登録出願の期間を厳守できず新規出願をしなければならない等権利化について緊急性が要求される場合もある。また、出願人が出願中の商標について使用を開始したところ、第三者から権利侵害である旨の警告を受けた場合</p>

	<p>にも、早期審査が侵害問題の早期解決の一助となる。</p> <p>模倣等による無断使用の場合、出所の混同により出願人のみならず一般消費者にも被害が及ぶものであり、早期解決が必要となる。</p>
改善要望	<p><u>通常出願の審査よりも早期に審査を行う早期審査制度の導入</u></p> <p>権利化について緊急性を要求される出願については、一定の条件のもとに通常出願の審査よりも早期に審査を行う早期審査制度の導入を要望する。</p>
関連機関/ 関連法令等	<p>&lt; 関連機関 &gt; 特許庁</p> <p>&lt; 関連法令等 &gt;</p>
備 考	<p>日本では1997年9月1日より、商標登録出願に関する早期審査制度を導入し、模倣・侵害事件が生じている出願に関する早期処理のニーズ、経済活動のグローバル化を踏まえて実施されている。</p> <p>早期審査制度適用の申出から審査結果のファーストアクションが実施されるまでの期間は、約2.2ヵ月(特許年次報告2002年版)である。対象は、出願人自身又はライセンサーが、出願商標を指定商品若しくは指定役務(一部の商品若しくは役務を含む。)に使用しているか又は使用の準備を相当程度進めている出願であって、権利化について緊急性を要する出願である。</p> <p>この他、早期審査を行う条件などに差異はあるものの、英国、ドイツ、カナダ、豪州などの諸国においても商標出願に対する早期審査制度が設けられている</p>

件 名	<p>28. 商標出願の先後願に関する規定の適用の判断時期について 【継続】 <u>受入困難</u></p>
現状 / 問題点	<p>商標登録Aと同一又は類似の商標・指定商品について他人が出願Bを出願した場合、Aが不使用であるため不使用取消審判が認容されてBの査定時にAが消滅していたとしても、現行の制度下においては、Bに対してAを引用した拒絶理由は解消されずBは拒絶されてしまう。</p> <p>このため、上記例で示したBの出願人がその商標について商標登録を受けようとする場合は、商標法8条5項の規定に従い、引用されたAの取消が確定した後に再度の出願をしなければならない。また、韓国を指定した国際登録出願の場合には、新たな国内出願をしなければならない。</p>
改善要望	<p><u>査定時を基準として先後願に関する判断を行う。</u></p> <p>早期権利化(登録)の観点から、また、重複手続を回避するためにも、査定時を基準として先後願に関する判断をするよう改正を要望する。</p> <p>これにより特許庁の方式審査等での負担軽減も期待でき、かつ、権利の発生は設定登録からであるため、同一又は類似商標の重複登録の問題は発生しないと考える。更に出願人としても、再出願費用の節減といった副次的効果が得られる。</p> <p>先登録商標との類似如何の判断時点を後願の査定時とした場合、先登録商標の不使用取消審判の審理の緩急や審理保留により、後願の審査が遅延す</p>

	<p>るという懸念はある。しかし、現行法のもとで再出願をする場合であっても不使用取消審決の確定まで再出願を待たねばならず、実質的な後願の審査期間は変わらない。しかも、出願時基準の下でなされた再出願はあくまでも新規の出願として出願日を設定され、その結果、かつて自らの出願により後願とされていた第三者の類似商標出願が新たな自らの先願になってしまう等の問題が生じる恐れがある。</p> <p>また、出願時に周知であった商標が後願の登録前に周知性を失った場合、法人が解散する等により後願出願時に存在していた他人の同一氏名・名称が登録時には存在しなくなったような場合においても、判断時期が「出願時」であると後願の登録を拒否しなければならない。これは unnecessary 理由により私権を制限することに他ならない。「査定時」であれば、公益に支障のない範囲において出願人の利益を保護できるといえる。</p>
関連機関/ 関連法令等	<p>&lt; 関連機関 &gt; 特許庁          &lt; 関連法令等 &gt; 商標法</p>
備 考	<p>日本を始めとして欧米その他多くの国々において、商標登録出願の判断時期は「査定時」である(日本商標法4条3項)。</p>

件 名	29. 無効審判の請求人適格の制限撤廃【継続】 長期検討
現状/問題点	<p>現状の無効審判制度では、登録公告から3ヵ月以降は利害関係人と審査官のみに請求人適格があり、誰でも無効審判を請求できるのは登録公告から3ヵ月経過前までのみ可能(特許法133条1項)。</p> <p>しかしながら、新規性欠如・進歩性欠如等の公益的理由については、何時までも何人も請求可能とするようにすることが公益的観点から必要であると考えられる。</p>
改善要望	<p><u>時期的な制限がなく、誰でも無効審判を請求できる制度の採用</u></p> <p>本要望については、現行制度でも利害関係人の範囲を幅広く認める運用をしているとの説明を韓国特許庁より聞いている。</p> <p>従って特許法を運用に合わせて改正しても、無効審判の請求件数が激増して特許権の地位が不安定になることは予想しがたく、むしろ審判や審決取消訴訟において請求人適格が争われることがなくなるので、法改正により紛争の早期解決も期待できると考える。</p>
関連機関/ 関連法令等	<p>&lt; 関連機関 &gt; 特許庁          &lt; 関連法令等 &gt; 特許法</p>
備 考	<p>日本、米国、英国などの各国においても、特許登録後に第三者が特許の無効を求める手続きにおいて、請求人適格を利害関係人に限定することはなされていない(日本特許法123条)。</p>

件名	30. 特許権等の有効・無効を法院で判断し、紛争の早期解決【継続】 受入困難
現状／問題点	<p>特許権侵害訴訟においては、被告が対抗手段として無効審判を提起して、対象特許の有効性(新規性・進歩性など)を別途、特許審判院さらに特許法院で争うケースが多い。</p> <p>現時点においても、特許権侵害訴訟において対象特許発明が明らかに新規性を喪失している場合などは、法院は特許無効の抗弁及び特許権者の権利濫用を認定する場合があると理解している。このような運用は、制度ユーザとしては紛争の早期解決のため歓迎すべきものであるが、制度上このような運用が明確に規定されていない。</p>
改善要望	<p><u>特許権等の有効・無効を法院で判断し、紛争の早期解決を行える制度の導入</u></p> <p>特許等に関する訴訟手続をより効率的に進めるために、日本、米国、英国などのように、特許等侵害訴訟においては被告による特許無効(またはそれと同等の効果を有するもの)の抗弁を認め、法院が特許の有／無効と、侵害の有無とを、同時に判断することを希望する。</p> <p>紛争の早期解決を図るためこれを一歩進め、例えば特許法中に「特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当該特許が特許無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、特許権者又は専用実施権者は、相手方に対しその権利を行使することができない」との趣旨の条項を新設し、法院が侵害訴訟において対象権利の有効・無効を判断可能とすることを希望する。</p>
関連機関／ 関連法令等	<p>&lt; 関連機関 &gt; 特許庁</p> <p>&lt; 関連法令等 &gt; 特許法</p>
備考	日本特許法104条の3

件名	31. 侵害立証の容易化【継続】長期検討
現状/問題点	<p>知的財産権侵害訴訟において訴訟提起前には証拠収集の処分の手続きが無い。迅速な審理のためには、訴訟の当初から可能な限り多くの証拠が揃っていることが望ましいが、訴訟提起前の訴訟相手となる予定の者からの情報や証拠の入手は現実問題として極めて困難である。</p> <p>また、訴訟相手の工場内で行われている「製造方法」や、プログラムのソースコードなど、訴訟で提出すべき書類に含まれる営業秘密の保護が問題となるケースも多い。</p>
改善要望	<p>起訴前及び訴訟審理中の証拠収集についての改善を要望する。</p> <p><b>起訴前の証拠収集方法について</b></p> <p>起訴前の証拠保全以外に、例えば法院が権利者の申請を受けて妥当であると判断した場合には、法院関係者がイ号等を調べてイ号が特定されないまでも何らかの情報(例えば、特許クレームに解釈なしに文言上包含され得るイ号が存在するなど)を取得することができる制度等の創設を希望する。</p> <p>この様な制度は、日本においては民事訴訟法132条の4で「訴えの提起前における証拠収集の処分」として規定されている。</p> <p><b>訴訟審理中の証拠収集について</b></p> <p>侵害立証、損害額立証をするために相手方が所持している文書、情報等が必要な場合が多いと思われる。そのような文書(営業秘密を含む)を法院に提出するよう法院が当事者に命令を出せるような制度を望む。なお、文書が営業秘密に相当する場合には、特別に許された者だけが閲覧できるようにし、その営業秘密が漏洩しないような手続制度を整備されることを希望。</p> <p>なお韓国の知的財産に関する裁判においては、営業秘密に相当する証拠が当事者から提出されると、裁判所だけがその証拠を見るという運用が一部に行われていると伺っており、このような運用をインカメラ手続として法律上で明記していただければと考える。</p> <p>また、この訴訟審理中の証拠収集に関する要望については、2007年に韓国国会に提出された特許法改正法案の132条、224条の3～5が成立することにより大部分は実現するものと考えているので、この改正が早期に行われることを希望する。</p>
関連機関/ 関連法令等	<p>&lt; 関連機関 &gt; 特許庁</p> <p>&lt; 関連法令等 &gt; 特許法</p>
備考	日本特許法105条、日本民事訴訟法132条の4

## 5. 個別要望事項

件名	32. 新薬承認・薬価収載審査期間の大幅な短縮【新規】
現状/問題点	<p>&lt;現状&gt;</p> <p>韓国の健康保険財政が2006年以後赤字状態となり、その財政再建策として2007年1月に導入された医療経済学(HTA)やポジティブリスト制度の実施などをはじめとした「薬剤費合理化計画」に基づく様々な薬剤費抑制策が実施されているのが現状。HTAとポジティブリストに基づく償還リスト収載状況は、2007年1月から2008年4月の間に申請された84件中、HIRA(Health Insurance Review &amp; Assessment Service 健康保険審査評価院)での薬剤経済学評価で47件が収載され、残りの37件は収載が見送られた。さらに47件のうちNHIC(National Health Insurance Corporation 健康保険公団)との薬価交渉が妥結し薬価収載されたのは10件に留まるという極端な抑制策が断行され、新薬が患者の下へ届くまでに欧米日に比べ大幅に遅れる「リスト・ラグ」と云うべき現象が起きている。このように薬価収載のために1年近くもHIRAとNHICと交渉していたのでは、新薬が患者の手に届くのは他の欧米日先進諸国に比べ大幅に遅くなってしまふ。薬事(有効性・安全性・品質管理)審査と薬価(経済性)審査のギャップが激し過ぎる、規制と投資とがアンバランスの状態である。</p> <p>&lt;問題点&gt;</p> <p>政府の薬事担当機関であるKFDA(食品医薬品安全庁)は、未承認薬の国際共同治験を推進するなどして、新薬開発という面においては日本よりも進んでいる面も多くある。しかしながら、新薬承認後の保険薬価収載審査過程においては、HIRAによる医療経済性評価及び保険償還対象薬リストへの収載可否評価、及びそれに続くNHICでの申請メーカーとの薬価交渉があり、従前の体制に比べ倍以上の時間と交渉労力を要するようになっている。更に、認められる薬価は既存のオリジナル競合品レベルではなく、そのジェネリックをも下回る価格レベルに裁定され、新薬開発メーカーにとって韓国市場への新薬投入意欲を大きく殺ぐ薬事規制行政となっている。</p>
改善要望	<p>薬価収載審査期間の大幅な短縮と適正な薬価算定体制の構築を切に望む。薬価担当当局であるHIRA及びNHICではなく、ハイレベルな見地(保健福祉家族部)において薬事と薬価とのアンバランスを是正し、新薬を如何に早く患者に届けるようにして頂きたい。</p>
関連機関/関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 保健福祉家族部</p> <p>&lt;関連法令等&gt; 国民健康保険法「新医療技術などの決定・調整」(保健福祉部公示)</p>

件名	33. 国家産業団地内での新規事業(廃棄熱利用のアグリ事業)の追加 【新規】
現状/問題点	国家産業団地内での事業リストにアグリ事業(農水産物製造販売及びそれに関するコンサルティング)が含まれていない。
改善要望	国家産業団地内での事業リストに上記事業の追加を検討願いたい。 同事業を追加することにより、国家産業団地内で事業を営む企業は本来の事業で生じた廃棄熱を有効利用することができるとともに、追加的な事業により収益を上げることができ、さらには税収増も期待できる。
関連機関/ 関連法令等	< 関連機関 > 知識経済部 農林水産食品部 < 関連法令等 > 産業集積活性化及び工場設立に関する法律
備考	農林水産食品部の管轄である農業センターも、現在同様のエリアで廃熱利用事業を実施するのに当たり同様の問題に直面している。

件名	34. 少量研究開発用化学物質サンプル輸入手続確認法の改善 【継続 / 内容変更】 受入困難
現状 / 問題点	<p>化学物質輸入前に化学物質管理協会に提出している「化学物質確認内訳書」と「化学物質有害性審査免除確認申請書」について、少量(年間100kg未満)の研究開発用サンプルについては届け出不要にする、もしくは「輸入者は、通関3日前までに化学物質管理協会へ申請し、化学物質管理協会は通関までに審査、承認可否を行う」という期限を緩和して欲しいと、過去2回要望した。しかし、新規化学物質の体系的な管理と基礎情報確認、国民の健康及び環境上の危害を予防するため「規制緩和は困難」との回答を頂いている。</p> <p>韓国政府側の意図も理解できるところ、情報収集、書類作成のために多大な労力と費用を払って、毎月100件以上もの申請を期限内に行っている。</p> <p>現在のシステムでは、輸入者はウェブ上で個別の確認申請書の未完 / 完了の閲覧はできるが、確認番号ごとの輸入量及び該当化学物質の年間累積輸入量は確認できない。このため化学物質管理協会が集計した輸入量と、輸入者の把握している輸入量に差異が生じる場合がある。</p> <p>また、通関された物について有害性審査免除申請が済んでいるかを一覧表形式で確認することができないため、申請漏れ、申請遅延、輸入量把握差異の有無を発見できない。</p>
改善要望	<p><u>現行法律を遵守し、申請作業の迅速化、内容の再確認のために輸入者に自社輸入分に関する以下の情報を開示願いたい。</u></p> <p>関税庁が記録した輸入免状品目ごとの通関実績一覧と、化学物質管理協会が記録した化学物質有害性審査免除確認申請書一覧を各々開示願いたい</p> <p>申請確認番号ごとの輸入量、及び該当化学物質の年間累積輸入量</p>
関連機関 / 関連法令等	<p>&lt; 関連機関 &gt; 化学物質管理協会、関税庁</p> <p>&lt; 関連法令等 &gt; 有害化学物質管理法</p>
備考	



## 6. 生活環境改善分野

件名	35. 生活環境の改善(交通問題を除く)【継続】 受入可能
項目	<p>外国人登録証の記載(永住権)          公共の美化について          外国人登録証保有者の利便性向上          韓国官庁ウェブの利便性の向上          出入国審査について</p>
現状/問題点	<p>F5(永住権)ビザは期限が無いことから、取得の日付のみが記載。そのため、銀行窓口等の担当者がその記載方法に不案内なことから不都合が生じる</p> <p>ごみ問題、公衆トイレ問題等公衆道徳等公共の美化(ゴミの投げ捨て、ゴミ収集徹底、公衆トイレの維持)についてのマナーが徹底されていないとともにトイレ整備(障がい者用トイレが非常に少ない)が非常に不十分。</p> <p>携帯電話を代理店で購入できない、インターネット会社のウェブで外国人登録番号を認識できない等の問題が生じる。</p> <p>韓国官庁のウェブではローカル仕様アプリケーションソフト(例:アレハングル)が使用されており、大いに不便を感じる。</p> <p>審査官、出入国地の違い(金浦空港、仁川空港)等により扱いに大きな違い。具体的にはD-8ビザ所有者が韓国人ブースを利用できるか否か等に大きな差異</p>
改善要望	<p><u>F5が永住であるという表記、日付が取得日であるという表記への変更を要請する。</u></p> <p><u>公共の美化については、罰則の強化及び取締まりを強化するとともに、国民のマインドを醸成するための周知徹底を図る。更に公衆トイレの整備(障がい者用トイレ、乳幼児のおむつ交換台設置等)を検討願いたい。</u></p> <p><u>外国人登録番号保有者の利便性の向上に向けて働きかけることを要望(携帯電話の代理店での購入、ウェブ上での登録外国人番号の認識等)</u></p> <p><u>韓国のグローバル化等のためにグローバルスタンダードに見合ったアプリケーションの導入を積極的に検討してほしい。</u></p> <p><u>基本的に窓口の違い、審査官の違いにより対応に差が生じないように指導願いたい。</u></p>
関連機関/関連法令等	<p>&lt; 関連機関 &gt; 外交通商部他</p> <p>&lt; 関連法令等 &gt;</p>
備考	

件名	36. 交通問題全般についての改善【継続】 受入可能
項目	<p>公共交通機関等でのマナー  交通ルールの遵守  バス停での英語表記  タクシー乗車について  交通弱者への配慮  地下鉄終電の運行時間  道路の渋滞問題  スモークフィルムへの対応</p>
現状/問題点	<p>地下鉄車内で物を販売する。  駐車違反/信号無視/無謀な車線変更等、交通ルールを遵守するという姿勢に欠けるとともに警察の取締りが非常に甘い。特にナンバープレートの無い二輪車が歩道を走行するケースが多く見られる。  バス停の英語表記がまだ少ない。  タクシーの相乗り、乗車拒否がまだ見受けられる。  歩行者用道路に凹凸があり、ベビーカー等が非常に使いづらい  地下鉄の終電車が平日に比べ週末には1時間早くなる。例えばKTX終電のソウル到着(0時22分着)に合わせた地下鉄の運行が為されていない。  ソウル江南地区ではバス専用レーンの拡充等バス利用のメリットのみを考えた施策が先行し、渋滞は寧ろ激しくなっている。  スモークフィルムが濃く、運転者の顔が見えず歩行者は恐怖感を感じる。</p>
改善要望	<p>/ 基本的に規制強化を図ると共に交通ルール無視等の行為に対しては<u>厳正に対処願いたい</u>。特に外国人、高齢者、障がい者、幼児等の交通弱者にとっては運転者のマナー等から生じる不安、不自由は計り知れないものがあるので、早急に対応願いたい。  / 英語表記の問題、タクシー乗車の問題は外国人にとって韓国に親近感を抱くか否かの大きな判断材料となるものであるので、こうした点についても<u>外国人の目線に立った対応をお願いしたい</u>。  この点は外国人のみならず、韓国人も不便を感じていると思われる。出来るだけ速やかな対応を検討願いたい。  <u>地下鉄の運行については終電時間を遅らせる(特に週末)等、利用者の利便性を考えて配慮願いたい</u>。  <u>渋滞解消は一朝一夕には進展しないと思われるが、バランスの取れた対応をお願いしたい</u>。  スモークフィルムの問題については韓国の規制を日本の規制と同様、側面ガラスの可視光線透過率を40% 70%以上に引き上げることを願いたい。</p>
関連機関/関連法令等	<p>&lt; 関連機関 &gt; 国土海洋部他  &lt; 関連法令等 &gt;  道路交通法第49条第1項第3号、道路交通法施行令第28条</p>

件名	37. 韓国で出産した際の手続について【継続】受入可能 < 日韓両国政府向け案件 >
現状/問題点	<p>出産した子どもの外国人登録する際に、出産後1ヵ月以内に申請しなくてはならないという規則がある。</p> <p>登録の際に必要な書類の中に旅券及び戸籍抄本があるが、旅券を発給してもらうには日本国の戸籍抄本が必要であり、日本大使館のウェブにも出生届の提出から戸籍に掲載されるまで通常1.5ヵ月程度を要する旨の記載もあることから、実際問題として1ヵ月以内に戸籍抄本及び旅券を準備することは不可能である。</p> <p>1ヵ月を超えて申請を行うと、罰金が徴収されるのみならずソウル市内にある出入国管理局の出張所での申請が不可能となり、大変な不便を感じる。</p>
改善要望	<p><u>新生児の外国人登録の申請期間を90日程度まで延長することを希望。</u></p> <p>なお、前回(2007年)建議に対する回答では、<u>出入国管理法を改正して滞留資格付与期間を90日に延長する予定とのことであったが、その後の状況について確認させていただきたい。</u></p>
関連機関/ 関連法令等	<p>&lt; 関連機関 &gt; 法務部</p> <p>&lt; 関連法令等 &gt; 出入国管理法</p>
備考	